

คำชี้แจงสำนักงานคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
เรื่อง มาตรการส่งเสริมการลงทุนในเขตพื้นที่ย่านนวัตกรรมแพทย์
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 23/2565

非公式訳

投資委員会事務局説明書

件名：投資委員会布告第 23/2565 号に基づく

医療イノベーション地区における投資奨励措置

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 23/2565 号「医療イノベーション地区における投資奨励措置」に従い手続きを行う事を明確化するため、投資委員会事務局は以下の通りに説明書を発行した。

第 1 項 医療イノベーション地区における投資奨励措置に基づく恩典申請の基準

1.1 恩典申請者は以下の書類を提出すること。

- (1) 「一般事業用投資奨励申請書」（F PA PP 01）または「サービス事業用投資奨励申請書」（F PA PP 03）を用いる奨励申請書
- (2) 「医療イノベーション地区における投資奨励措置に基づく追加恩典の申請書添付書式」（F PA PP 67）
- (3) 科学技術分野での人材開発のためのタイ国内の教育機関との基本合意書（MOU）または協力契約
- (4) タイ国家イノベーション庁による 最先端技術（Deep Tech）の開発に関する協力プロジェクトの同意書

1.2 タイ国家イノベーション庁（National Innovation Agency）により認定されたヨティ医療イノベーション地区に立地すること。

1.3 追加恩典を申請するための科学技術分野でのタイ人人材開発のためのタイ国内の教育機関との協力計画について委員会の同意を得ること。協力形態の変更、職業訓練カリキュラムの修正、職業訓練期間の短縮など同意を得た後に教育機関との協力計画の重要な内容を変更・修正する場合は、実行する前にプロジェクト変更を申請し、同意を得ること。

1.4 医療イノベーション地区における投資奨励措置の条件に基づく科学技術分野でのタイ人人材育成のための協力計画に従い、その学生人数が投資奨励を申請するプロジェクトの全従業員数の 10%以上または 40 人以上のいずれか少ない方でなければならない。また、奨励証書発給日より 3 年以内に実行を完了させること。法人所得税免除の恩典期間を超えてはならない。なお、本措置に基づき職業訓練を受ける学生人数を利用し、他の措置と恩典の重複申請ができないものとする。

1.5 第 1.4 項において指定される期限内に協力計画に基づく実施の確認用の証拠書類は、以下の通りである。

- (1) 委員会の同意を得た科学技術分野でのタイ人人材開発のための教育機関との協力計画に基づく実施結果を示す証拠。例えば、指定された人数およびカリキュラムで職業訓練に参加した学生の職業訓練修了の登録または証拠など

- (2) タイ国家イノベーション庁の同意を得た、MedTech などの最先端技術 (Deep Tech) の開発に関する病院、医療機関、教育機関、研究機関、または政府機関との協力プロジェクトに基づく実施結果を示す証拠

第2項 科学技術分野でのタイ人人材開発のための教育機関との協力形態の資格

医療イノベーション地区における投資奨励措置の条件に基づく科学技術に関連する職業と統合された教育を行うこと。または働きながらの職業教育もしくは高等教育で学習をすることが必須。

(1) **職業統合学習プログラム (WiL)** は、産業部門のニーズを満たすコンピテンシーを有する人材を育成するための教育プロジェクト職業訓練または学士レベル (higher education level) における科学・技術・イノベーション分野の人材育成プロジェクトである。国家科学技術開発局 (NSTDA) または高等教育科学研究イノベーション省 (MHESI) が同意した、工場での学校という形で教育機関での勉強に加えて企業で働くことを統合することとし、学生は課程通りの期間でトレーニングを受ける。

(2) **デュアル職業教育プログラム**とはカリキュラムの編成、学習、評価において教育機関と企業、国営企業、または政府機関との間の合意による職業教育を行うことであり、学生が教育機関で時間の一部を過ごし、企業で実践的な授業を受ける。尚、企業における職業訓練期間は、タイ教育省職業教育局 (OVEC) の基準に従わなければならない。

(3) **協同職業統合教育プログラム (Cooperative and Work Integrated Education Program 略称 CWIE)** は、実習・能力向上に主眼をおく教育概念に基づき、高等教育機関と企業が共同で設計し開発した、学生に高等教育機関で学びながら、同時に、企業の現場で実践する機会を提供するものである。これにより学生が、労働市場のニーズに見合う能力を備え、卒業後業務をスムーズに開始する準備を整えられることにつながる。本措置に基づく追加恩典の申請日より施行される協同職業統合教育プログラムの実施を促進するための基準およびガイドラインに関する高等教育標準委員会布告の条件に従わなければならない。

(4) 委員会の同意を得た、(1) - (3) 以外の、**科学技術分野でのタイ人人材開発のために職業と統合された教育を行うこと、または働きながらの職業教育もしくは高等教育で学習をすることにおける他の協力を含む**

第3項 追加恩典を申請するための証拠書類

3.1 医療イノベーション地区における投資奨励措置に基づく追加恩典の申請書添付書式は以下の協力計画の詳細を記載すること。

- (1) 協力する教育機関、学部、学科の名前
- (2) 職業訓練に受け入れる学生の人数および職業統合教育の担当教師の準備。なお、医療イノベーション地区における投資奨励措置に基づく基準を満たさなければならない。
- (3) 授業のカリキュラムおよび実践的な実習の説明

(4) プロジェクトの期間および実施計画

3.2 職業訓練のために学生を受け入れることに関する、企業と教育機関間の基本合意書（MOU）もしくは協力契約、または職業統合学習プロジェクト（WiL）における企業と国立科学技術開発庁（NSTDA）または国家高等教育科学研究イノベーション政策議会事務局（NXPO）との間の協力契約

3.3 タイ国家イノベーション庁によって発行された最先端技術（Deep Tech）の開発に関する病院、医療機関、教育機関、研究機関、または政府機関との協力プロジェクトの同意書、並びに以下の重要な内容を記載する添付資料

- (1) 最先端技術の開発に関する協力プロジェクトの名前
- (2) 実施目的
- (3) 協力する政府機関
- (4) これまでの知識および成果の源
- (5) 実施する研究開発
- (6) 予算および予算の源
- (7) 人材の資格数および経験。プロジェクトリーダー、研究者、プロジェクトコンサルタントの研究開発職歴を添付すること。
- (8) 仕様および金額を記載する各プロセスに使用する機械、機器、装置のリストおよび数量
- (9) 使用する原材料および必要資材
- (10) 時間および手段（Action Plan）
- (11) 期待される効果
- (12) 最先端技術の開発プロジェクトと投資奨励申請プロジェクトの関係（あれば）

以上、お知らせする。

（署名）

投資委員会事務局

仏暦 2566 年（2023 年）8 月 8 日